

伊勢原市地域防災計画

令和 6 年 3 月

伊勢原市防災会議

はじめに

本市の地域防災計画は、昭和48年の策定以来、我が国における重要な防災対策の変更がなされた機会などを捉え、改定を重ねてまいりました。

阪神・淡路大震災を受けて平成8年に、東日本大震災を受けて平成25年にそれぞれ全面改定を行ったほか、各種制度改正等を踏まえて一部改定を行っています。

こうした中、近年の自然災害の頻発化・激甚化などを踏まえ、このたび改定を行うこととしたものです。

この改定作業のさなか、令和6年1月1日に能登半島地震が発生いたしました。半島地域特有の条件もあり、交通網の寸断や集落の孤立化、被災者の救助や支援活動の難航、水道、電気などのインフラ復旧の遅れなど、今までの震災とは異なる課題も浮き彫りとなっています。

首都直下地震などが懸念される本市にとりましても、この震災から得られた教訓等を防災対策にしっかり生かしていく必要があります。今後、検証作業が進む中で、各種制度改正が行われることが想定されますので、新たに得られた知見や対策につきましては、随時計画の改定を行い、反映させてまいります。

伊勢原市防災会議会長 高山 松太郎

目 次

総 則 編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の概要	2
第3節	市の特性	4
第4節	地震被害の想定	1 1
第5節	減災目標等の設定	1 8
第6節	風水害被害等の想定	2 1
第7節	計画の推進主体とその役割	2 3

地震災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	災害対策本部組織等の整備	3 1
第2節	震災に強い都市づくり	3 3
第3節	災害時の情報伝達・広報体制の整備	4 0
第4節	防災備蓄の推進	4 3
第5節	緊急交通路・緊急輸送道路等の確保	4 5
第6節	消防体制の充実	5 1
第7節	救助・救急体制の充実	5 3
第8節	医療救護・防疫体制等の整備	5 5
第9節	避難体制の整備	5 8
第10節	文教・保育対策	6 5
第11節	要配慮者対策	6 7
第12節	地域の防災体制の強化	7 0
第13節	広域応援体制の拡充	7 3
第14節	災害ボランティア活動の充実	7 5
第15節	防災教育・防災訓練の充実	7 7

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害時の応急活動体制	79
第2節	災害時の情報伝達と広報活動	84
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	88
第4節	交通・警備対策の実施	93
第5節	避難・応急住宅対策の実施	98
第6節	飲料水、食料及び物資の調達・供給	109
第7節	ライフラインの応急復旧活動	114
第8節	保健衛生、災害廃棄物及び遺体処理	121
第9節	文教・保育対策の実施	124
第10節	災害ボランティアの活用	126
第11節	広域応援の要請	128
第12節	災害救助法の適用	133
第13節	災害相談、物資等の安定供給	135
第14節	二次災害の防止	137

第3章 東海地震に係る事前対策（地震対策強化計画）

第1節	計画の目的	139
第2節	予防対策	141
第3節	警戒宣言発令時等における対策	143

第4章 南海トラフ地震に係る事前対策（地震防災対策推進計画）

第1節	計画の目的	161
第2節	防災対策	164

第5章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧計画の策定	171
第2節	復興体制の整備	172
第3節	復興対策の実施	173
第4節	災害の記録と活用	190

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	風水害等警備本部及び災害対策本部体制等の整備	191
第2節	風水害に強い都市づくり	192
第3節	災害時の情報伝達・広報体制の整備	199
第4節	防災備蓄の推進	201
第5節	緊急交通路・緊急輸送道路等の確保	201
第6節	消防体制の充実	202
第7節	救助・救急体制の充実	204
第8節	医療救護・防疫体制等の整備	204
第9節	避難体制の整備	205
第10節	文教・保育対策	210
第11節	要配慮者対策	212
第12節	地域の防災体制の強化	216
第13節	広域応援体制の拡充	216
第14節	災害ボランティア活動の充実	216
第15節	防災教育・防災訓練の充実	217

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害時の応急活動体制	219
第2節	災害時の情報伝達と広報活動	226
第3節	水防活動	236
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	243
第5節	交通・警備対策の実施	245
第6節	避難・応急住宅対策の実施	246
第7節	飲料水、食料及び物資の調達・供給	255
第8節	ライフラインの応急復旧活動	256
第9節	保健衛生、災害廃棄物及び遺体処理	262
第10節	文教・保育対策の実施	262
第11節	災害ボランティアの活用	262
第12節	広域応援の要請	263
第13節	災害救助法の適用	264
第14節	災害相談、物資等の安定供給	264
第15節	二次災害の防止	265

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧計画の策定	267
第2節	復興体制の整備	267
第3節	復興対策の実施	267

特殊災害対策編

第1章 放射性物質災害対策

第1節	計画の概要	269
第2節	災害予防対策	270
第3節	災害応急対策	273

第2章 大規模事故災害対策

第1節	計画の概要	277
第2節	鉄道事故災害	278
第3節	航空機事故災害	282
第4節	道路災害	287

第3章 火山災害対策

第1節	計画の概要	291
第2節	災害予防対策	296
第3節	災害応急対策	298

第4章 森林火災対策

第1節	計画の概要	309
第2節	災害予防対策	310
第3節	災害応急対策	312

第5章 雪害対策

第1節	計画の概要	3 1 5
第2節	災害予防対策	3 1 6
第3節	災害応急対策	3 1 8

第6章 危険物等災害対策

第1節	計画の概要	3 2 1
第2節	災害予防対策	3 2 2
第3節	災害応急対策	3 2 3

総 則 編

第1章 総則

第1節 計画の目的

伊勢原市地域防災計画は、本市域に係る地震や風水害等の災害対策の基本を定め、この計画を基に災害に強いまちづくりを推進し、もって市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の性格

- (1) 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、伊勢原市防災会議が定め、本市の防災対策の総合的な指針とするものである。
- (2) 本計画は、国における防災基本計画、神奈川県地域防災計画及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合が図られたものである。
- (3) 本計画の一部は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域における地震防災強化計画とするものである。
- (4) 本計画の一部は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規程に基づく、南海トラフ地震防災対策推進計画とするものである。
- (5) 本計画は、地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災緊急事業5箇年計画の基礎となるものであり、伊勢原市国土強靱化地域計画と整合が図られたものである。
- (6) 本計画の推進に当たっては、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を踏まえるとともに、多様性を認め合い、男女共同参画等の視点を取り入れた防災体制の確立をめざすものである。
- (7) 伊勢原市防災会議は、社会情勢の変化及び関係法令の改正並びに神奈川県地域防災計画の修正、さらに令和6年能登半島地震における課題や新たな知見等を踏まえ、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

2 計画の構成

本計画は、「総則編」「地震災害対策編」「風水害対策編」「特殊災害対策編」で構成し、地震、風水害、特殊災害の複合的な発生や、感染症のまん延を視野に入れながら、必要な対策を講じる。

「地震災害対策編」「風水害対策編」「特殊災害対策編」は、それぞれ次の各段階に応じた対策計画の流れにより、体系的に構成する。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に抑えるための措置について基本的事項を定める。

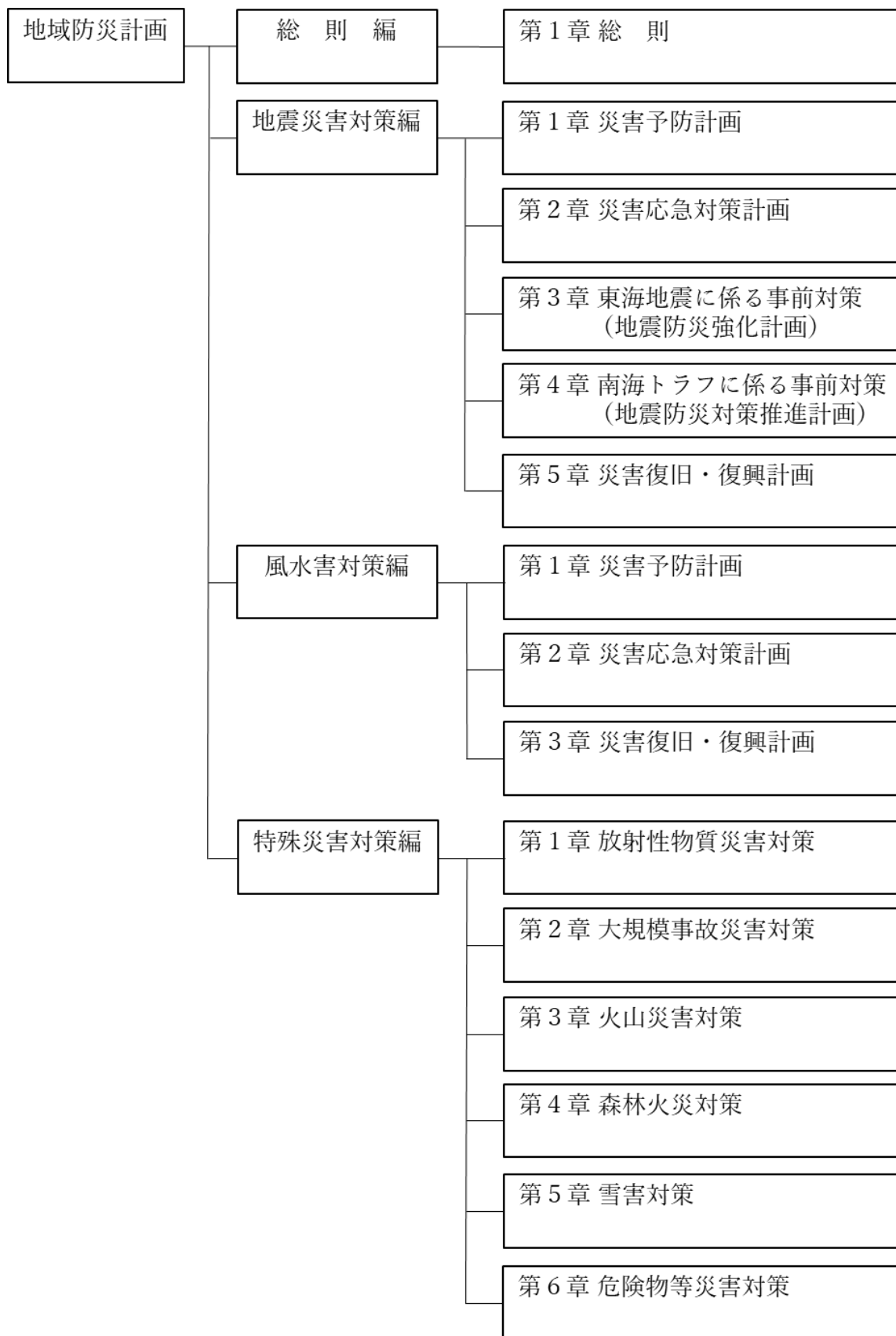
(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、とるべき応急措置について基本的事項を定める。

(3) 災害復旧・復興対策計画

災害復旧及び復興の段階において、とるべき措置について基本的事項を定める。

[計画全体の体系図]



第3節 市の特性

1 自然的条件

(1) 位置

本市は、神奈川県ほぼ中央（市役所：東経139度19分04秒、北緯35度23分58秒）にあり、東京から50km圏に位置している。市域は、東西の距離が約9.98km、南北が約7.28kmで、面積は55.56km²である。

北東は厚木市に、西は秦野市に、南は平塚市にそれぞれ接している。

(2) 地形

市域は、大山を中心とした山地部、山地部から東南に広がる丘陵部、それに続く台地部、さらに田園地帯が広がる低地部に区分される。

市役所は標高約25mに位置し、最高地点は大山山頂で標高1,251.7m、最低地点は大田地区の8.1mであり、標高差のある変化に富んだ地形である。

(3) 気象

本市は、西部に大山を中心とした山地を控え、太平洋の黒潮の影響を受けているため、気温は年平均16度前後と、温暖な海洋性の気候となっている。

年間の降雨量は、1,500mm前後で、降雨日数は65日程度である。

平成25(2013)年4月、時間最大雨量80.5mmの猛烈な雨を記録するなど、近年の気象傾向として、本市においても局地的大雨の発生が懸念される事態になってきている。積雪は非常に少ないが、山地部である大山では降雨量とともにその量も多くなる。

風向きは、秋から春にかけては北北東から、夏場には南南西から吹くことが多い。風速は、年間平均で秒速2.4m前後である。

(4) 水系

市内における主な河川は、大山とその支脈を源とする鈴川、善波川、日向川、栗原川、渋田川と、東富岡の丘陵地帯を源とする歌川、市街部を集水域とする板戸川、矢羽根川などに分けられる。いずれも二級河川や中小の河川であるが、厚木市内で相模川水系に合流する日向川以外の河川は、金目川水系に属し、平塚市内で合流して相模湾に注いでいる。

近年では河川の改修が進み、護岸の決壊を引き起こすような氾濫は見られないものの、短時間の強い雨により、排水処理機能が追いつかず、内水（河川に流入するまでの水）や小規模な河川が溢れ、浸水被害をもたらすこともある。

(5) 地盤

市域は、大山を頂点とする山岳丘陵地からローム層台地、さらに沖積層低地と概ね3分の1ずつ区切られる。人口の大部分は、高燥なローム層台地に張り付いているが、宅地需要に伴い、低湿地域である沖積層地域への住宅進出があり、災害に脆弱な住宅地も形成されている。

市域の地質は、次の5つに大別される。

ア 丹沢層群

大山、高部屋、比々多の山岳地は、丹沢層群により形成されている。その厚さは丹沢山地東部で1万m以上と推定される。強い変性作用を受けて割合脆い岩質である。

このため、大正12(1923)年の関東大震災では、大山地区において地震動そのものによる家屋倒壊は少なかったものの、所々に亀裂が生じ、その後の大雨により山津波（土石流）が発生したと考えられている。

イ 愛川層群

愛川層群は、丹沢山地の東縁部から東北縁部に分布するが、市域においては、東富岡

の丘陵地域を構成し、主として礫岩、砂岩で組成され、愛甲台地の基底となっている。

ウ 伊勢原台地

伊勢原台地は、山王原面と伊勢原面に大別される。

(ア) 山王原面

山王原面は、鈴川、渋田川がつくった隆起扇状地面で、南東に緩く傾斜し、その基底は丹沢層群で構成されている。その上は厚い礫層で覆われ（山王中学校で約5.5m以上）、さらにその上に新期ローム層が平均1.2m程度覆われている。特に高部屋小学校付近は、約2.5mと非常に厚い。

(イ) 伊勢原面

伊勢原面の地盤基底は、西側が山王原面と同じ丹沢層群であり、北東丘陵部は、愛川層群が確認されている。地盤基底の上部は古期ローム層が約1.0m前後存在し、その上に新期ローム層が平均で約1.3m、厚いところで2.0m程度覆われている。

また、部分的にその間に5~7mの箱根軽石流層が存在する（下大竹、馬渡付近）。

エ 愛甲台地

愛甲台地は、渋田川と新玉川によって挟まれた台地で、相模面のひと続きと考えられ、地盤基底は、愛川層群であり、この上に多摩ローム層期の河岸段丘と思われる礫層が部分的に存在すると思われるが明らかではない。さらに、その上に古期ローム層が1.0m位の厚さで存在し、その上を新期ローム層が厚いところで約1.5m位存在する。

オ 沖積層

沖積層は、泥、砂等からなる未固有の堆積物であり、地盤の中には砂層の分布も見られるため、地盤の液状化を起こす可能性があると考えられる。

市域内の沖積層は、主に鈴川、渋田川、玉川等によって作られたもので、その層厚は、下小稲葉付近で5.0~5.4mと最も厚く、鈴川と小田急線の交差点で約1.5m、下落合付近で約3.0mであり、その他の河川周辺及び水田地域は、5~1.0mの沖積層によって覆われていると考えられる。

沖積層は、層厚によって被害程度が異なることが確認されており、一般に厚さ2.5mを超えると家屋倒壊率は増大するといわれている。

(6) 活断層

ア 沿革

過去数十万年の間に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層を活断層といい、国内には陸域において約2千もの活断層があるとされている。

神奈川県は関東でも活断層の密度が高い県であり、市域内においては、伊勢原断層の存在が確認されている。平成7年度・8年度には県が活断層調査を実施した結果、伊勢原断層が次の活動を行うまでには千数百年以上の時間があるとされている。

平成16(2004)年、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、こうした調査研究成果を基に、伊勢原断層の特性を次のように長期評価した。

イ 長期評価の概要

(ア) 位置及び形状

伊勢原断層は、丹沢山地の東縁の津久井町（現相模原市）から愛川町、清川村、厚木市、伊勢原市を経て、平塚市北部に至る断層である。長さは約21kmで、ほぼ南北方向に伸び、断層の東側が隆起する逆断層である。

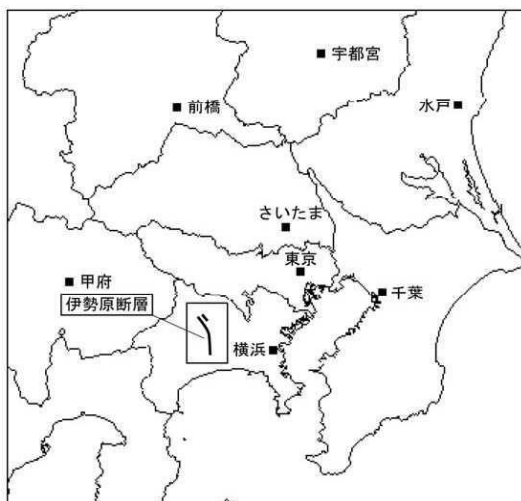
(イ) 過去の活動

最新の活動は5世紀以後、18世紀初頭以前と考えられ、活動時には断層の東側が西側に対して2m程度隆起した可能性がある。断層の平均的な活動間隔は4千~6千年程度であった可能性がある。

(ウ) 将来の活動

伊勢原断層は、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.0程度の地震が発生すると推定される。その際、近傍の地表面では東側が西側に対して2 m程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。今後30年以内の地震発生確率は、0 - 0.003%である。

[伊勢原断層の概略位置図]



(地震調査研究推進本部地震調査委員会ホームページより)



1 : 宮下地点 2 : 赤坂地点 3 : 北金目地点
A, B : 反射弾性波探査測線 (文献2)
● : 断層の北端と南端
活断層の位置は文献2及び6に基づく。
基図は国土地理院発行数値地図200000「東京」を使用。

2 社会的条件

(1) 人口

ア 人口及び動態

令和5年6月1日現在、人口は101,531人、世帯数は46,950世帯、1世帯あたりの人員は、2.16人である。

本市の人口は、平成7(1995)年以降、微増から横ばい傾向で推移し、令和2(2020)年の国勢調査の結果では、101,780人となっている。総世帯数は、総人口を上回るペースで増加し、令和2(2020)年には、45,361世帯となる一方で、1世帯あたりの世帯人口は2.24人まで減少している。

令和2(2020)年国勢調査の結果では、常住人口は101,780人、昼間人口は97,238人となっており、昼夜間人口比率は、95.5%である。また、他市町村を従業地・通学地として本市から流出している人口は28,932人、本市を従業地・通学地として流入している人口は23,907人となっている。

イ 構成及び分布状況等

人口構成比は、年少人口が11.5%、生産年齢人口は60.6%、老年人口は26.1%である(令和5年1月1日現在)。今後とも年少人口、生産年齢人口が低下する一方で、老年人口が上昇することが予想される。

令和2(2020)年国勢調査の結果では、人口密度は1km²当たり1,832人である。DID(人口集中地区)面積は、10.17km²であり、79,937人の人口が張り付いている。

[地区別の人口分布]

地区	人口(人)	構成比(%)	人口密度(人/km ²)
伊勢原	37,780	37.1	6,393
大山	1,058	1.0	112
高部屋	9,983	9.8	704
比々多	13,004	12.8	1,111
成瀬	29,633	29.1	3,478
大田	10,322	10.1	1,789

(令和2年10月1日現在)

(2) 土地利用等

ア 土地利用等の概況

土地利用の利用区分では、本市の総面積55.56km²(5,556ha)のうち、農地が約19%、丹沢大山国定公園等を含む森林が約37%を占め、こうした自然的土地利用が市域の約7割を占める。住宅、工業用地、店舗用地等の都市的土地利用は、約19%である。

イ 都市計画の概況

都市計画上の区域区分では、市街化区域が1,207ha(21.7%)、市街化調整区域が4,349ha(78.3%)となっている。地域地区では、商業地域・約40haが防火地域、第1種中高層住宅専用地域や近隣商業地域等・約580haが準防火地域である。

(3) 住宅

令和5(2023)年1月における家屋棟数は、43,027棟であり、木造家屋が23,

314棟、木造以外の家屋が19,713棟である。

(4) 交通

ア 道路交通

広域的な幹線道路は、国道として東名高速道路、新東名高速道路、国道246号及び271号が、県道として県道22号（横浜伊勢原）、県道44号（伊勢原藤沢）、県道61号（平塚伊勢原）、県道63号（相模原大磯）、県道64号（伊勢原津久井）等が、市域の内外を結ぶ主要な路線である。

現在、新たな国道として、厚木秦野道路（国道246号バイパス）の建設が進められている。

イ 鉄道交通

小田急小田原線が東西を結んでおり、東京、横浜方面への通勤、通学、観光等に利用されている。令和4年度の1日平均乗降人員は、伊勢原駅が約4万5千人、愛甲石田駅が約4万人となっている。

(5) 観光

大山や日向、比々多地区を中心に、自然、歴史文化等のレクリエーション・観光資源に恵まれており、都心に近い利点から1年を通して観光客を集めている。令和4年度に本市を訪れた観光客の推計延人数は約170万人で、そのうち日帰り観光客が約160万人、宿泊観光客が約10万人となっている。

(6) 歴史及び文化財

市内には、二万数千年前から人々の生活の営みがあり、奈良・平安時代には、比々多神社、大山阿夫利神社などいくつかの神社が創建されたといわれている。仏教の教えが広がると間もなく、日向薬師、大山寺が開かれ、江戸期には大山詣りの地として栄えた。現在も多くの史跡、社寺があり、79点に及ぶ貴重な指定・登録文化財が存在する。

(7) 事業所

令和3(2021)年の経済センサスー活動調査の結果では、事業所数は3,434事業所、従業者数は40,625人である。事業所のうち、従業員規模が50～99人以下が82事業所、100人以上が46事業所となっている。

(8) 医療

令和3年度末現在、広域的医療圏の中核となる高度医療機関など3病院、66の一般診療所が設けられ、一次から三次までの救急医療体制が確保されている。

(9) ライフラインの状況

上水道は、県営水道によって供給されており、令和5年8月末の普及率は、約99.53%である。

公共下水道は、相模川流域下水道と単独公共下水道による処理を行っており、令和4年度末の普及率は、約81.2%である。

都市ガスの普及率は、令和5年9月末現在、34.4%となっている。

3 災害の履歴

災害対策を進める上で過去の被害傾向を知ることは重要なことである。

過去において、市内における最大かつ最新の地震被害の事例である関東大震災(M7.9)が、どのような被害をもたらしたのかを確認する。

関東大震災は、大正12(1923)年9月1日に発生し、関東一円で死者・行方不明者あわせて10万5,385人、家屋被害37万2,659戸という甚大な被害を起こした。

市内における被害は、以下のとおりである。

全体的な被害状況は、県全体の平均家屋倒壊率(28.76%)より高く、特に沖積層地

盤の多い大田、岡崎地区の家屋倒壊率が高い。倒壊率の低い大山地区は、丹沢山塊の岩質により助けられたものの、その後の大雨による山津波（土石流）の被害が甚大であった。

死者については、大山、高部屋地区で山津波による死者が伝えられるが、大部分は倒壊家屋による圧死であり、特に大山地区は戸数に対する死亡率が高いが、その地形から石積、石垣の崩壊に伴う被害であったことが推測される。

[関東大地震被害調]

地区名	大正 12 年 9 月		住家被害					人的被害			倒壊率 (全壊)
	人口	戸数	全壊	全焼	半壊	半焼	流出 その他	死者	行方 不明	負傷者	
伊勢原	4,019	742	443	4	267	—	—	21	—	9	59.70
大山	1,716	320	24	—	54	—	51	11	—	1	7.50
高部屋	3,588	625	138	1	191	—	7	13	—	18	22.08
比々多	3,501	554	268	4	185	—	—	14	—	29	48.37
大田	2,390	396	334	—	56	—	—	30	—	28	84.34
成瀬	2,850	472	185	—	130	—	—	19	—	24	39.19
岡崎	1,760	292	223	—	41	—	—	20	—	20	76.36
計	19,824	3,401	1,615	9	924	—	58	128	—	129	47.68

※岡崎地区は旧岡崎村全体の被害数

出典：地震のはなし（昭和 54 年 2 月伊勢原市発行）

[近年の主な気象警報等・被害発生状況]

発生年月日	種 別	主な被害
平成 16 年 10 月 9 日	台 風 第 22 号	1 時間最大雨量 41.5mm、総雨量 183.0mm 建物被害 22 件(うち一部損壊 12 件)、道路被害 9 件、 道路冠水 28 件、河川被害 5 件、がけ崩れ 1 件
平成 17 年 7 月 9 日	大 雨	1 時間最大雨量 39.0mm、総雨量 102.0mm 建物被害 8 件、車両被害 13 件、がけ崩れ 3 件
平成 18 年 8 月 8 日	台 風 第 7 号	1 時間最大雨量 62.0mm、総雨量 69.0mm 建物被害 13 件、道路冠水 4 件、車両被害 7 件
平成 20 年 5 月 20 日	大 雨	1 時間最大雨量 44.0mm、総雨量 142.5mm 建物被害 3 件、道路冠水 27 件、河川被害 2 件
平成 20 年 8 月 30 日	大 雨	1 時間最大雨量 53.0mm、総雨量 114.0mm 建物被害 9 件、道路冠水 18 件
平成 22 年 12 月 3 日	大 雨	1 時間最大雨量 70.0mm、総雨量 129.0mm 建物被害 67 件、道路冠水 19 件
平成 24 年 7 月 4 日	大 雨	1 時間最大雨量 55.5mm、総雨量 118.0mm 建物被害 21 件、道路被害 33 件、河川被害 3 件、農林被害 20 件
平成 25 年 4 月 6 日	大 雨	1 時間最大雨量 80.5mm(観測史上最大)、総雨量 191.5mm 建物被害 118 件、道路被害 29 件、農道被害 15 件
平成 26 年 10 月 5 日	台 風 第 18 号	1 時間最大雨量 44.0mm、総雨量 315.5mm 建物被害 29 件、道路被害 2 件、農業用施設被害 20 件
平成 30 年 9 月 30 日	台 風 第 24 号	1 時間最大雨量 17.5mm、総雨量 122.5mm 建物被害 27 件、公共施設被害 64 件、農業用施設被害 29 件
令和元年 9 月 8 日 ～9 日	台 風 第 15 号	令和元年房総半島台風、1 時間最大雨量 25.0mm、総雨量 131.5mm 建物被害 15 件(うち非住家 4 件)、農業用施設被害 47 件、車両被害 2 件、公共施設被害 46 件
令和元年 10 月 12 日 ～13 日	台 風 第 19 号	令和元年東日本台風、1 時間最大雨量 39.5mm、総雨量 401.5mm 大雨特別警報発表 建物被害 2 件、土砂堆積 2 件、農業用施設被害 13 件、公共施設被害 56 件
令和 2 年 7 月 11 日	大 雨	1 時間最大雨量 71.0mm、総雨量 94.0mm 道路冠水 10 件、法面崩落 6 件、河川被害 5 件、土砂流出 3 件
令和 3 年 7 月 3 日	大 雨	1 時間最大雨量 50.0mm、総雨量 362.5mm 建物被害 44 件(うち非住家 10 件)、道路被害 47 件、車両被害 2 件、河川被害 15 件、下水道被害 12 件、土砂災害等 58 件

第4節 地震被害の想定

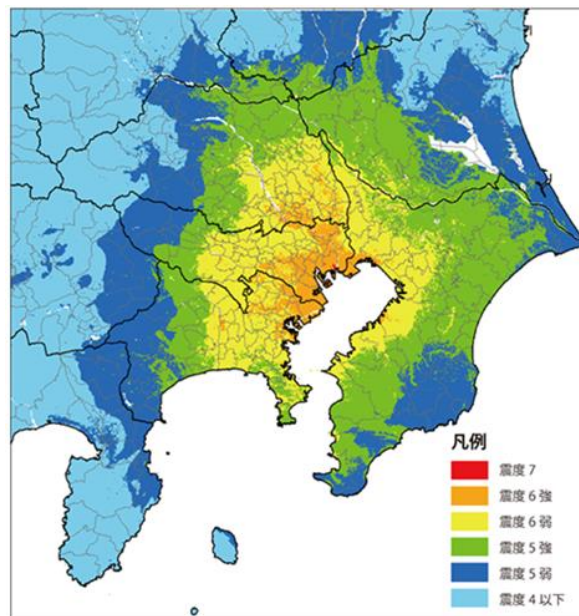
1 国による首都直下地震の想定

中央防災会議では平成25(2013)年12月、都心南部直下地震をはじめとする19種類の地震を首都直下地震として想定しており、この中には伊勢原断層帯による地震も含まれている。

国では首都機能への影響が大きいと考えられる都心南部直下地震を防災対策の主眼に置いており、揺れによる全壊家屋が約17万5000棟、建物倒壊による死者が最大約1万6000人との被害が想定されている。

* 首都直下地震：地震発生の蓋然性が比較的高く、都心部または都心部周辺で発生しうる19タイプの地震動（都心南部直下地震、都心東部直下地震、都心西部直下地震、川崎市直下地震、横浜市直下地震、立川断層帯地震、羽田空港直下地震等）が想定されている。

[都心南部地震想定震度分布]



2 県による地震被害の想定

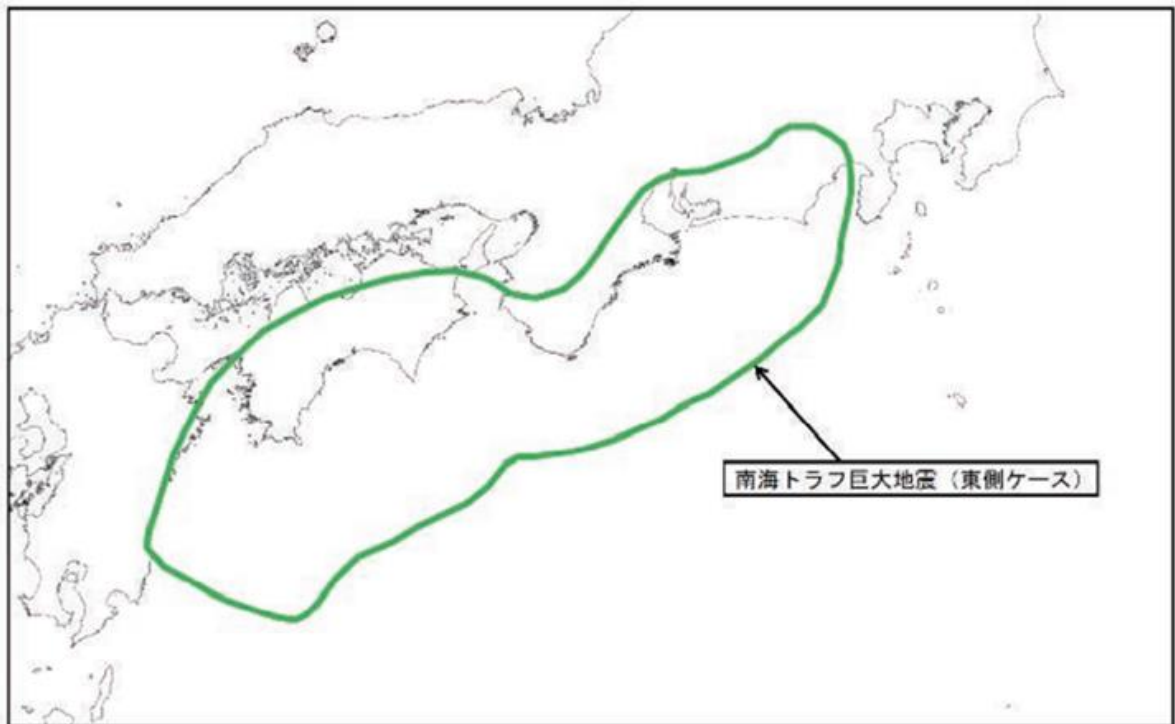
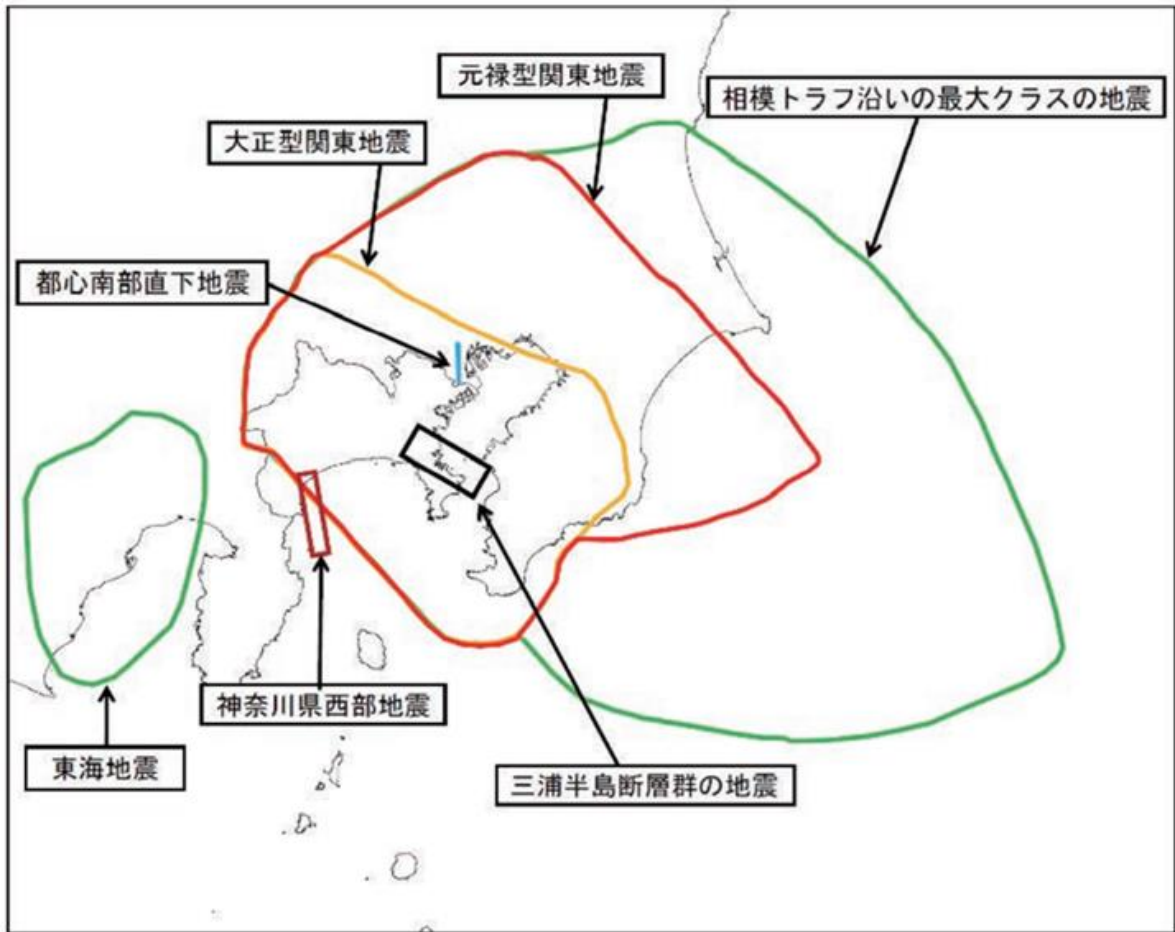
県は、東日本大震災後に得られた最新の知見を反映させた地震被害想定調査を、平成25(2013)年から平成26(2014)年にかけて実施し、平成27(2015)年3月に調査結果が公表された。

この調査では、本県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性等を考慮した地震が選定され、国において被害量が想定されていない地震については、参考地震として想定されている。

[想定地震の概要]

想定地震	概 要
(1) 都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする M7.3 の地震。国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域に指定されている地震であり、切迫性が指摘される。
(2) 三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とする M7.0 の活断層型の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22(2010)年 3 月策定）の減災目標としている地震
(3) 神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とする M6.7 の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22(2010)年 3 月策定）の減災目標としている地震
(4) 東海地震	駿河トラフを震源域とする M8 クラスの地震で、国の地震防災戦略の対象とされている地震。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている地震であり、切迫性が指摘される。
(5) 南海トラフ地震	南海トラフを震源域とする M9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている地震であり、切迫性が指摘される。
(6) 大正型関東地震	相模トラフを震源域とする M8.2 の地震。大正 12(1923)年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震
(7) 元禄型関東地震(参考)	相模トラフから房総半島東側を震源域とする M8.5 の地震。元禄 16(1703)年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震
(8) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする M8.7 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震

[想定地震の震源域]



震源断層モデル（震源断層域）の位置

[市内における被害想定結果]

		都心南部 直下地震	三浦半島断 層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海 トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震 (参考)	相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震(参考)
モーメントマグニチュード		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	8.5	8.7
震度	最大	6強	6弱	5強	5強	5強	7	7	7
	最小	5強	4	4	4	4	6弱	6弱	6弱
人的被害	死者数(人)	30	0	0	0	0	490	490	620
	負傷者数(人)	770	50	*	50	50	3,930	3,930	4,670
建物被害	全壊棟数(棟)	830	*	0	10	10	10,410	10,410	13,200
	半壊棟数(棟)	3,800	100	20	80	110	6,080	6,080	5,650
火災被害	出火件数(箇所)	*	0	0	0	0	40	40	50
	焼失棟数(棟)	260	0	0	0	0	2,930	2,930	3,130
自力脱出困難者(人)		50	0	0	0	0	1,810	1,810	2,620
災害時要 配慮者	避難 者数	710	20	*	10	20	4,940	4,940	5,570
		230	*	*	*	*	1,640	1,640	1,850
エレベーター停止台数(台)		90	10	*	10	10	100	100	100
電力	停電(軒)	64,800	*	*	40	40	64,800	64,800	64,800
	都市ガス 供給停止(戸)	14,050	0	0	0	0	14,220	14,220	14,220
LPガス	供給支障(戸)	290	0	0	0	0	610	610	610
	上水道 断水人口(人)	9,250	40	*	10	20	79,490	79,490	89,790
下水道	機能支障人口(人)	2,990	1,010	830	1,140	1,260	11,970	11,970	13,670
	通信 普通回線(回線)	36,630	*	*	20	30	37,230	37,230	37,320
避難者	1日後(人)	8,780	190	40	170	230	61,450	61,450	69,320
	1ヶ月後(人)	8,780	190	40	170	230	49,360	49,360	58,300
帰宅困難 者	直後(人)	6,630	6,630	6,630	6,630	6,630	6,630	6,630	6,630
	2日後(人)	0	0	0	0	0	6,630	6,630	6,630
災害廃棄物(万トン)		28	0	*	*	1	218	218	264

被害想定結果

- ※ 冬18時を想定。
- ※ *：わずか（計算上0.5以上1.0未満(ただし、災害廃棄物量は0.5以上1.0未満)）
- ※ 0：計算上0.5未満は0。
- ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。
- ※ 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

3 津波被害の想定

(1) 国による津波高の想定

平成25(2013)年12月、内閣府が設置した首都直下地震モデル検討会では、平成17(2005)年の中央防災会議で想定した首都直下地震モデルと、最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震モデルの検討が進められ、平成25(2013)年12月に報告書として取りまとめられた。

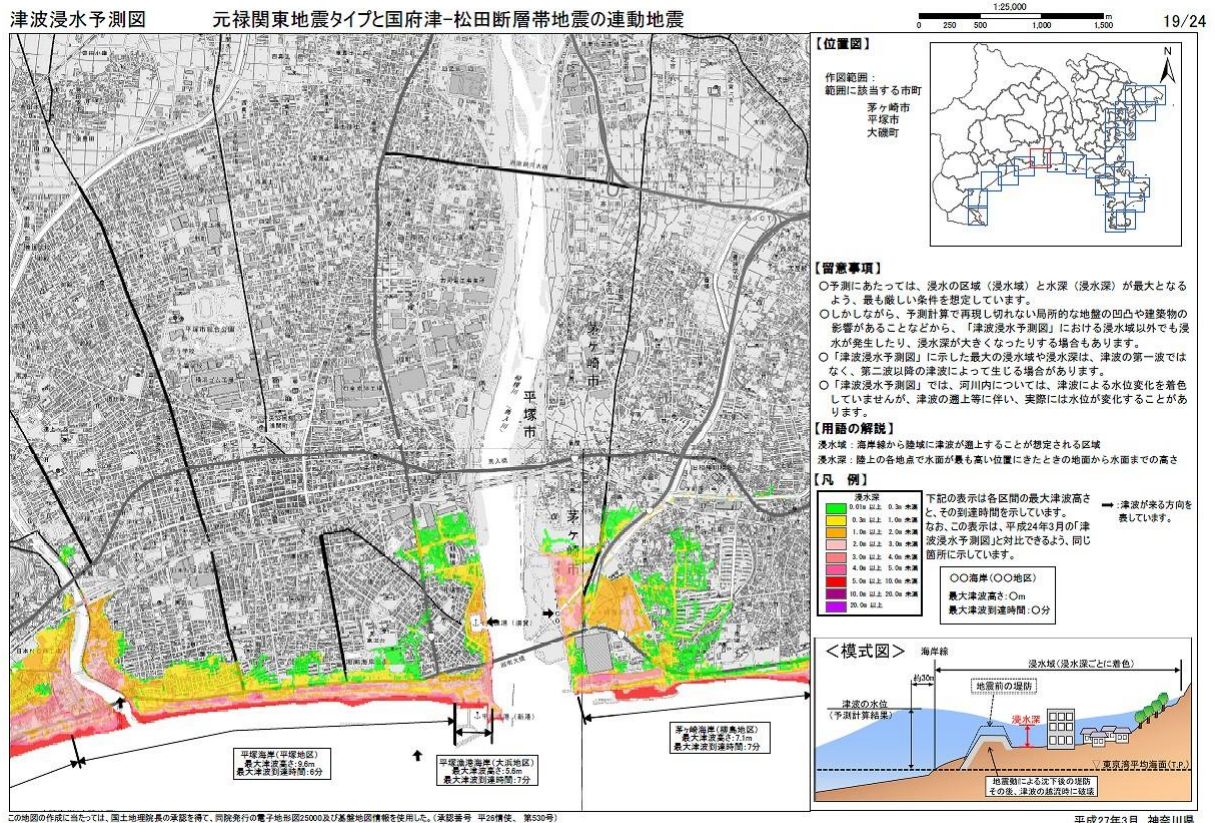
これによると、元禄関東大震災タイプの地震による津波高は、平塚沿岸部で最大8.0mと想定されている。

(2) 県による津波高の想定

県では、東日本大震災における津波被害や国の最新の知見を取り入れ、最大クラスの津波について、想定外をなくすという考えのもと、津波高または浸水域が最大となるよう見直しが行われ、平成27(2015)年6月に津波浸水予測図が公表された。

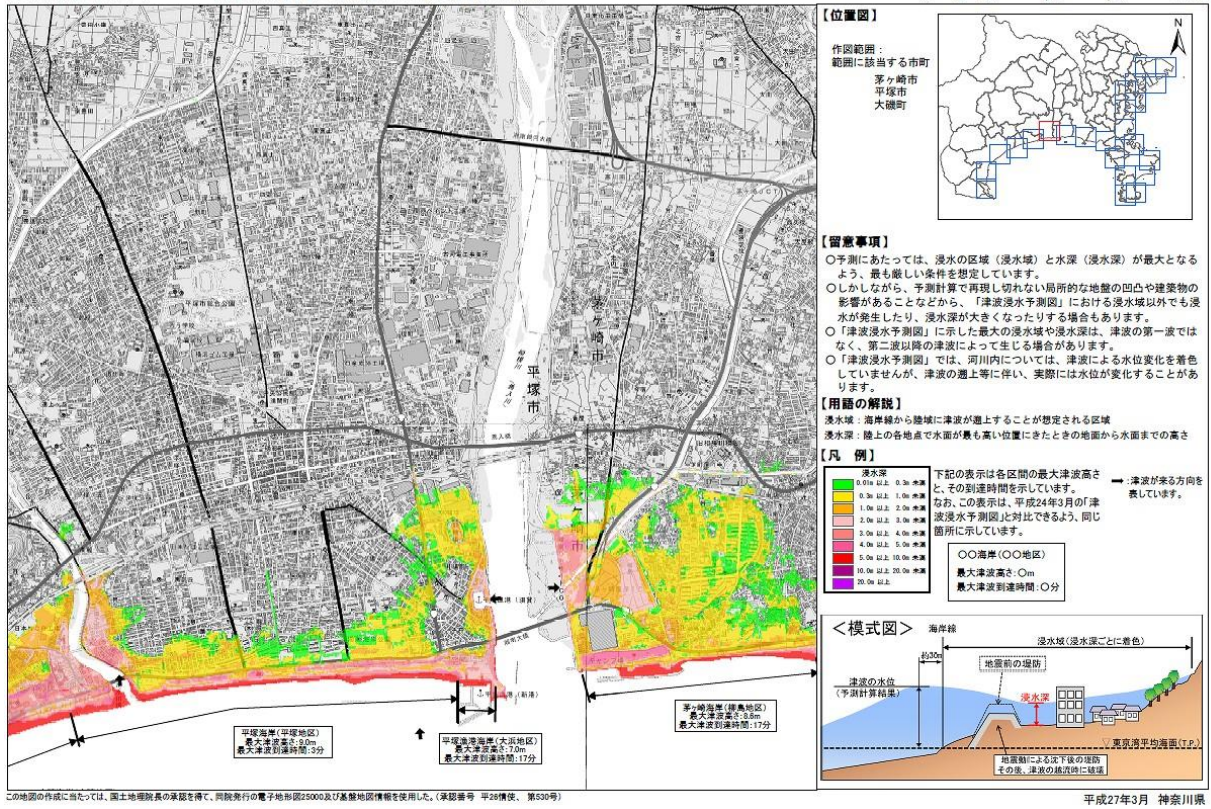
津波高が最大となる地震は、「元禄型関東地震と神縄国府津－松田断層帯の連動地震」の組み合わせとされ、津波高は平塚海岸で9.6m(最大津波到達時間6分)とされている。

また、浸水域が最大となる地震は、「相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)」とされ、最大浸水面積は、平塚市で2.0km²とされている。なお、津波による浸水はいずれも沿岸部にとどまり、市域への浸水は想定されていない。



元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震が発生した場合の県津波浸水予測図 (H27)

(相模川河口付近)



相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)が発生した場合の県津波浸水予測図(H27)
 (相模川河口付近)

4 地震防災対策における基本方針

地震発生切迫性は、想定地震によっていつ発生してもおかしくないものから、今後100年以上は発生が見込まれないものまで大きく幅がある。

したがって、本市の地震防災対策における基本的な考え方としては、より切迫性が高い地震を捉えて、短期的な対応が可能な防災対策を推進するとともに、最終的には、数百年先の将来に発生する可能性を否定できない最大級の被害をもたらす地震を見据え、安全性の高い都市づくりを進めるものとする。

(1) 短期目標

今後30年以内に約70%の確率で発生するとされ、極めて切迫性が高く、迅速な防災対策が求められる「都心南部直下地震」及び「南海トラフ地震」を対象地震として想定し、地震災害に備えた事前の予防対策、災害時の応急対策活動の充実を図る。

(2) 長期目標

発生切迫性は低いですが、発生すれば、より甚大な被害が予想される地震、具体的には、「大正型関東地震」及び「伊勢原断層帯地震」への対応を念頭に置いて、都市としての安全性の向上を図る。

区 分	対象とする想定地震	対策の主眼
短期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都心南部直下地震 ・ 南海トラフ地震 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に備えた事前予防対策の充実 ・ 災害時の応急対策活動の充実
長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大正型関東地震 ・ 伊勢原断層帯地震 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の安全性の向上

第5節 減災目標等の設定

1 減災目標設定の背景

近年、大規模地震の切迫性は一段と高まっており、地震発生までの限られた時間の中で効果的かつ効率的に被害軽減策を実施するには、具体的な被害軽減量を目標として定め、効果的な対策の選択と集中を図り、戦略的に推進していくことが求められる。

本市では、今後30年以内の発生確率が約70%と切迫し、甚大な被害が予想される都心南部直下地震に対する減災目標を定めるものとする。

2 都心南部直下地震発生により予想される状況

都心南部直下地震（M7.3）が発生した場合、市内全域で震度5弱以上の揺れとなり、市東部では震度6強の激しい揺れとなる。

市内では、この揺れにより建築年度の古い木造住宅を中心に家屋の倒壊が発生し、約830棟が全壊、約3,800棟が半壊となり、人的被害として死者が約30人、負傷者が約770人、自力での脱出が困難となる者が約50人発生する。

また、数件の住宅火災が発生し、延焼によって約260棟の建物が焼失する。建物被害やエレベータ停止、余震への不安から地震翌日には、8,000人以上の住民が指定避難所に避難している状況となる。

地震発生から1カ月後、ライフラインは復旧したが、半壊以上の建物被害を受けた避難者は自宅に戻れず、8,000人以上が避難所での生活を続けている。

* 数値は、県被害想定調査で最大となる時間帯（冬18時）の予測値

3 本市の減災目標

市は、都心南部直下地震等の発生により予想される状況を踏まえ、市民の生命と暮らしを守る観点から、効果的な対策を推進するため、2つの減災目標を設定し、市民及び防災関係機関と協調して、より重点的に効果的な対策に取り組むものとする。

減災目標1：死者数ゼロ（→ 30人と想定される死者数を皆減する）

【対策の方向】

行政、地域住民、防災関係機関がそれぞれの役割に応じた予防対策を実施し、住宅倒壊や家具の転倒、急傾斜地崩壊による被害軽減を図るとともに、迅速な応急対策の実施により、死者の発生を防止する。

【重点的な取組】

（1）建物倒壊・家具の転倒等による人的被害の軽減

- 建築物の耐震化

- 屋内収容物の安全対策
- ブロック塀等の安全対策
- 個別避難計画の作成
- 避難行動要支援者の避難支援（安否確認）
- 地域住民による救出救護
- 家庭内における出火防止対策
- 感震ブレーカーの普及促進
- 地域住民による初期消火
- 救急・消防体制の充実
- 救急医療体制の確保
- 災害時医療の実施
- 災害時医薬品の確保

（２）急傾斜地崩壊による被害の軽減

- 急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策工事の推進
- 災害情報の伝達及び迅速な避難の実施
- 避難情報判断マニュアルの作成・運用
- 避難確保計画の作成・避難訓練の実施
- 避難行動要支援者の避難支援（避難誘導）

（３）その他の取組

- 防災教育の推進
- 実践的な防災訓練の実施

減災目標２：避難者の半減（→ 8,780人と想定される避難者数を半減する）

【対策の方向】

行政、地域住民、防災関係機関がそれぞれの役割に応じた予防対策を実施し、住宅倒壊やライフライン被害等の軽減を図るとともに、避難者の早期帰宅につながる応急対策を実施することにより、避難者数の低減を図る。

【重点的な取組】

（１）建物倒壊・火災による避難者数の軽減

- 建築物の耐震化

- 消防体制の充実
- 家庭内における出火防止対策
- 感震ブレーカーの普及促進
- 地域住民による初期消火
- 迅速な応急危険度判定活動の実施

(2) ライフライン被害の軽減

- 上下水道施設の耐震化
- 電気、ガス供給施設の耐震化
- 電線の地中化

(3) 避難者の早期帰宅・在宅避難者の支援

- 家庭備蓄の徹底（非常持ち出し品・非常備蓄品の徹底）
- 迅速な支援物資の調達・供給
- マンホールトイレの整備
- 防災公園の整備

第6節 風水害被害等の想定

1 風水害被害の想定

風水害は、発生に至る要因として、気象状況とこれに関連した危険要素の複合等、様々な態様が考えられる。

風水害対策編の策定に際しては、我が国の本土に上陸した最大の台風である伊勢湾台風（昭和34年9月26日発生）と同規模の台風の発生を前提条件とする。また、令和3年度に作成した洪水・土砂災害ハザードマップ及び令和4年度に作成した内水ハザードマップで想定した大雨を前提条件とする。

(1) 台風の規模

中心気圧	: 929.5 hPa
最大風速	: 37 m/s（瞬間最大風速 55 m/s）
速度	: 55 km/h
台風の半径	: 300 km

(2) 大雨の程度

ア 洪水（外水氾濫）

相模川：567 mm（48時間）

玉川：326 mm（24時間）

（県管理区間）金目川水系：396 mm（24時間）

（市管理区間）歌川・渋田川・鈴川・善波川・板戸川・栗原川・矢羽根川・戸張川・筒川：396 mm（24時間）、日向川：374 mm（24時間）

イ 内水氾濫

1時間あたり152.9 mm（想定最大規模）

2 特殊災害被害の想定

特殊災害対策編の策定にあたって、市域における以下の災害の発生を想定し、これを前提条件とする。

(1) 放射性物質災害

市内の放射性同位元素等取扱事業所において火災等が発生した場合を想定する。

(2) 大規模事故災害

ア 鉄道事故

市内の鉄道施設において、多数の人的被害及び物的損壊を伴う事故災害が発生した場合を想定する。

イ 航空機事故

市域で航空機等が墜落する事故災害が発生した場合を想定する。

ウ 道路災害

市内における新東名高速道路及び国道271号（小田原厚木道路）等の道路施設において、多数の人的被害及び物的損壊を伴う事故災害が発生した場合を想定する。

(3) 火山災害

市域に富士山等の西方諸火山の噴火に伴う災害が発生した場合を想定する。

(4) 森林火災

市域の4割弱を占める森林において、大規模な火災が発生した場合を想定する。

(5) 雪害対策

市域において降雪による都市機能の阻害及び交通障害が発生した場合を想定する。

(6) 危険物等災害対策

市内で危険物や高圧ガス・都市ガス、火薬類等による火災、爆発及び毒劇物の飛散、流出等が発生した場合を想定する。

第7節 計画の推進主体とその役割

1 計画の推進

本計画に基づく防災対策の推進を図るには、関係機関相互の協力と連携が不可欠である。次項に定める関係機関は、互いに協調し、その実施責任を果たすことにより、地域の防災力総体の向上を図ることが必要である。

このため、平常時には、防災会議において各種対策の実施状況を把握し、計画の効果的な推進を図るとともに、災害発生時には、災害対策本部において応急対策活動等の調整を行い、被害状況に応じた的確な対策を実行する。

なお、防災対策上の諸活動を行うに当たっての細部計画・各種マニュアル等については、市の担当部署及び防災関係機関が必要に応じて作成するものとする。

2 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するにあたって、市、県、その他関係機関の果たすべき責任は、次のとおりとする。

(1) 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、必要な財源の確保に努め、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、他の指定地方行政機関等と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から防災体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

3 市民等の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」「自らの地域は、自らで守る」という自主防災の観点から、自助または共助による防災活動を推進し、次のことに努める。

- ア 最低3日分の食料、飲料水、トイレットペーパー、携帯トイレ等の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備

- ウ 家具等の落下、転倒防止措置の実施
- エ 住宅の耐震診断及び耐震補強の実施、ブロック塀の安全対策
- オ 災害時の家族等との連絡方法等、適切な防災行動のためのルールづくり
- カ 地域の自主防災活動への積極的な参画
- キ 市が行う防災訓練、普及・啓発活動への積極的な参加
- ク 災害時における隣近所との助け合い、情報収集及び伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等の実施
- ケ 過去の災害教訓の伝承

(2) 企業の役割

企業は、従業員や顧客の安全確保に取り組むとともに、地域の一員として防災活動を推進し、次のことに努める。

- ア 平常時からの施設及び設備の安全性の確保
- イ 従業員等のための食料、飲料水等の備蓄
- ウ 消火、救出救助等のための資機材の整備
- エ 従業員の防災訓練や防災研修等の積極的な実施
- オ 災害対策責任者の決定、災害時に従業員のとるべき行動の明確化
- カ 地域住民等との連携、地域における防災訓練に参加するための体制整備
- キ 災害時における地域住民等と連携した情報収集及び伝達、初期消火、救出救護等、避難誘導等の実施
- ク 大規模地震発生時における従業員等の一斉帰宅の抑制
- ケ 市等、防災関係機関が実施する災害対策への協力
- コ 災害時における被害の最小化、重要業務の継続及び早期再開を図るための事業継続計画（BCP）の策定
- サ サプライチェーン（供給網）の確保

4 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

(1) 市

- ア 市防災会議に関する事務
- イ 防災組織の整備及び育成指導
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 避難の勧告、指示
- ク 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 被災者の救助及び救護の実施
- コ 消防、水防活動その他の応急措置
- サ 保健衛生、交通、文教等の応急措置
- シ 被災施設の復旧
- ス 災害発生の防御及び拡大防止のための措置
- セ その他の災害応急対策

(2) 県

- ア 湘南地域県政総合センター
 - (ア) 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告

- (イ) 広域防災活動拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営
- (ウ) 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村等との調整
- (エ) 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び県災害対策本部への報告
- (オ) 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整
- (カ) その他必要な災害応急対策

イ 総合防災センター

- (ア) 災害時における救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- (イ) 災害応急活動要員等の集結、出動調整等

ウ 伊勢原警察署

- (ア) 情報の収集・連絡
- (イ) 被災者の救出救助活動
- (ウ) 地域住民の避難指示等
- (エ) 緊急交通路の確保及び交通規制
- (オ) 遺体の検視、調査等
- (カ) 防犯対策

エ 企業庁厚木水道営業所

- (ア) 災害時における応急飲料水の確保
- (イ) 水道施設の被害調査及び復旧
- (ウ) 市が行う応急給水への協力

オ 平塚土木事務所

- (ア) 防災のための公共土木施設の整備
- (イ) 災害時における管内市域の県管理の道路及び橋りょうの通行確保
- (ウ) 管内市域の県管理施設の被害調査及び復旧

カ 平塚保健福祉事務所秦野センター

- (ア) 災害時における管内市域の保健衛生対策

(3) 指定地方行政機関

ア 関東財務局（横浜財務事務所）

- (ア) 応急措置として活用可能な未利用の国有財産の情報提供
- (イ) 災害時における国有財産の無償貸付け等
- (ウ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (エ) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (オ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

イ 関東農政局（神奈川県拠点）

- (ア) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告
- (イ) 応急用食料等の支援
- (ウ) 食品の需給・価格動向等の情報収集

ウ 東京管区气象台（横浜地方气象台）

- (ア) 気象、地震等に係る防災情報伝達体制の整備
- (イ) 気象警報・注意報、地震等に関する情報の発表
- (ウ) 気象、地震等に関する調査及び関係する広報、助言等

エ 関東地方整備局

- (ア) 災害時における国道246号の道路及び橋りょうの通行確保
- (イ) 国道246号の道路及び橋りょう並びに厚木秦野道路（国道246号バイパス）の橋りょう等の被害調査及び復旧
- (ウ) 防災のための国道246号における無電柱化の推進

オ 関東総合通信局

- (ア) 電波の監理並びに有線電気通信の監理
- (イ) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- (ウ) 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督
- (エ) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- (オ) 非常通信協議会の育成、指導

(4) 自衛隊

- (ア) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (イ) 人命または財産の保護のために行う必要のある応急救護または応急復旧
- (ウ) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(5) 指定公共機関

ア 電信電話機関（東日本電信電話株式会社神奈川支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）

- (ア) 電気通信施設の整備及び点検
- (イ) 電気通信の特別取り扱い
- (ウ) 電気通信施設の被害調査及び復旧

イ 日本赤十字社（神奈川県支部）

- (ア) 医療救護の実施
- (イ) 救援物資の備蓄及び配分
- (ウ) 災害時の血液製剤の供給
- (エ) 義援金の受付及び配分
- (オ) その他災害救護に必要な業務

ウ 中日本高速道路株式会社（東京支社）

- (ア) 道路の耐震整備
- (イ) 道路の保全
- (ウ) 道路の災害復旧
- (エ) 災害時における緊急交通路の確保

エ 東京電力パワーグリッド株式会社（平塚支社）

- (ア) 電力供給施設の整備及び点検
- (イ) 災害時における電力供給の確保
- (ウ) 被災施設の調査及び復旧

オ 日本郵便株式会社（伊勢原郵便局）

- (ア) 災害時における郵便物の送達の確保
- (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- (ウ) 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除
- (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資
- (キ) 包括連携協定に基づく災害対応への協力

カ 日本銀行（横浜支店）

- (ア) 通貨の円滑な供給確保
- (イ) 金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営
- (ウ) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請

(6) 指定地方公共機関

ア 鉄道機関（小田急電鉄株式会社）

- (ア) 鉄道、軌道施設の整備及び保全

- (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- (ウ) 災害時の応急輸送対策
- (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- イ バス機関（神奈川中央交通株式会社）
 - (ア) 被災地の人員輸送の確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- ウ ガス供給機関（厚木ガス株式会社、秦野ガス株式会社）
 - (ア) ガス供給施設の耐震整備
 - (イ) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- エ 一般社団法人神奈川県トラック協会（秦野・伊勢原地区支部）
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- オ 公益社団法人神奈川県LPガス協会（北相支部）
 - (ア) 災害時における応急対策

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

- ア 伊勢原市自治会連合会
 - (ア) 市が行う災害対策への協力
- イ 伊勢原市三師会（伊勢原市医師会、一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会、一般社団法人伊勢原市薬剤師会）
 - (ア) 被災者に対する医療助産等救援活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- ウ 伊勢原市消防団
 - (ア) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - (イ) 被災者の救助及び救護の実施
 - (ウ) 消防、水防活動その他の応急措置
 - (エ) 災害の拡大防止のための措置
- エ 伊勢原市民生委員児童委員協議会
 - (ア) 災害時における避難行動要支援者の支援対策
- オ 伊勢原交通安全協会
 - (ア) 災害時の避難誘導及び交通安全の確保
- カ 伊勢原市防犯指導員部会
 - (ア) 災害時における防犯対策
- キ 一般社団法人伊勢原市建設業協会
 - (ア) 災害時の復旧対策の実施
- ク 一般社団法人神奈川県建物解体業協会県央西地区本部
 - (ア) 災害時の復旧対策の実施
- ケ 秦野伊勢原食品衛生協会伊勢原支部
 - (ア) 災害時の応急対策への協力
- コ 特別地方公共団体神奈川県内広域水道企業団
 - (ア) 災害時の応急飲料水の確保
 - (イ) 水道施設の被害調査及び復旧
 - (ウ) 応急給水への協力
- サ 伊勢原市管工事協同組合
 - (ア) 災害時の復旧対策への協力
 - (イ) 市が行う応急給水への協力

- シ 公益社団法人神奈川県獣医師会中央支部
 - (ア) 災害時の負傷動物の応急処置及び飼育動物の健康相談等
- ス 湘南農業協同組合
 - (ア) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (イ) 農作物の災害応急対策の指導
 - (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋
 - (エ) 被災農家に対する融資あっ旋
- セ 伊勢原市森林組合
 - (ア) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ソ 伊勢原市商工会等の商工業関係団体
 - (ア) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - (イ) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- タ 伊勢原市災害ボランティア連絡協議会
 - (ア) 市が行う応急対策への協力
- チ 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会
 - (ア) 災害ボランティア支援センターの運営
 - (イ) ボランティア組織との連絡調整
 - (ウ) 生活福祉資金の貸付
- ツ いせはら災害ボランティアネットワーク
 - (ア) 応援ボランティアの受入れ及び活動調整への協力
- テ 伊勢原市山岳救援隊
 - (ア) 災害時における登山者の捜索及び救助
 - (イ) 災害時における登山者の避難誘導
- ト 大山観光電鉄株式会社
 - (ア) 鉄道、軌道施設の整備及び保全
 - (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - (ウ) 災害時の応急輸送対策
 - (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- ナ 災害医療拠点病院等
 - (東海大学医学部付属病院、神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院)
 - (ア) 災害時における重症患者の受入れ
 - (イ) 災害時における救護班への医師等の派遣
 - (ウ) 医療救護所への支援
- ニ 医療施設の管理者
 - (ア) 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における収容者の保護及び誘導
 - (ウ) 災害時における病人等の収容及び保護
 - (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- ヌ 社会福祉施設、介護保険施設等の管理者
 - (ア) 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導
 - (ウ) 災害時における要援護避難者の受入れ
- ネ 株式会社湘南平塚コミュニティ放送
 - (ア) 災害状況及び市の防災対策に関する緊急放送の実施
- ノ 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - (ア) 安全管理の徹底

- (イ) 防護施設の整備
- ハ 学校法人
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時の応急教育対策計画の確立及び実施
- ヒ 金融機関
 - (ア) 被災事業者に対する資金融資

